

医第 4294 号
令和 6 年 3 月 25 日

神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会 会長 殿
神奈川県看護師等養成機関連絡協議会 会長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
(公 印 省 略)

2024 年度神奈川県の予算編成に際しての要望について(回答)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023 年 7 月 28 日付けで提出のありました標記について、別添のとおり回答いたします。

問合せ先
人材確保グループ 日澤
電話 045-210-4759 (直通)

2024年度 国及び神奈川県予算の編成に際しての要望書
神奈川県看護師等養成実習病院連絡協議会
神奈川県看護師等養成機関連絡協議会

実習病院連絡協議会・養成機関連絡協議会 合同

I 県に対する要望

件名	1 地域看護師養成事業検討会に対する負担金の増額について	新規
要望	<p>県と実習病院は、令和3年度に、県知事と当協議会の会長とが協定書を結び、「地域看護師養成事業検討会(以下、検討会)」を立ち上げた。</p> <p>これまで、事業の実施に向けた会議を年に3回、研修・交流会を年に1回など、活動を行ってきた。更に、昨年度はリーフレットを作成し、神奈川県看護部長会の各地域への普及啓発も実施した。</p> <p>今後は、これまでの活動状況を継続するとともに、本事業の取り組み状況を解説する「かながわ地域看護師養成ガイド」の作成や、看護職養成施設(学校)や、地域で人事交流を実施している病院への普及啓発など、活動は大きく広がっていくことになる。</p> <p>こうした本事業の活動経費は、県からの負担金と、当協議会の持ち出しである。</p> <p>しかしながら、6月9日付 医第1626号の保健医療人材担当課長からの文書で、事業経費の確認依頼があり、概算617千円のうち255千円が支払われる旨、通知があった。</p> <p>先に説明したとおり、検討会の活動が活発になっているにも関わらず、提示額は、前年度と同額であった。</p> <p>当協議会の持ち出し経費はこれまで以上に増えるため、負担金の増額を要望する。</p> <p>また、本事業を自主的に取り組んでいる病院に対し、負担金の中から支援をおこなえるよう追加経費をあわせて要求する。</p> <p>更に、県は、医療機関看護職員等確保・育成支援奨励金を「再就職する看護職員等」に給付を実施したが、離職に悩んでいる看護師や再就職のきっかけともなる本事業の性質も理解していただき、同程度の補助金制度を確立していただきたい。</p>	
<回答>		
<p>「神奈川県地域看護師養成事業検討会」の運営については、御説明のとおり、貴協議会にも経費を負担していただいているところです。</p> <p>御要望を踏まえ、令和6年度当初予算において、県の負担額を増額できる予算を計上しましたので、今後、必要な経費及び県の負担額について協議させていただきます。</p>		

「取り下げ」

本年度は69万の概算要求を行った結果、705千円の負担金が確保され大幅な増額となり一定の要望が見込まれたため

件名	2 「かながわ地域看護師」の看護師確保対策としての位置づけについて	新規
要望	<p>県と共に養成を推進している「かながわ地域看護師」は、看護師のキャリア形成や、看護学生の就職活動時の選択肢の一助となるだけでなく、保健医療計画の看護職確保における「急性期看護から地域・在宅ケアへ」という看護師の質の変化にも対応可能な事業である。昨年度の神奈川県看護部長会への普及啓発の際に実施したアンケートの分析結果においても、本事業を有益とする回答が多く、県の事業化、全面的なバックアップを期待する声が大きいと分かった。</p> <p>2022年3月28日に県と共に開催した「地域包括ケア時代に向けた人材の育成を考える」第3部の県からの説明資料『「地域看護師養成事業検討会」における議論について』のスライド7で「事業の将来ビジョン」として「第8次保健医療計画に施策として位置付けることについて、「神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会」で検討する」と説明している。</p> <p>しかしながら、その後の委員会の協議内容では、本事業を施策として検討する議論が行われておらず、検討会の実施報告に留まっている。</p> <p>こうした時代に相応しい看護師の人材確保や養成を地域全体で取り組むことができるよう看護師の確保策として計画に位置付けるとともに、早急に制度設計に取り組むこと。</p> <p>また、制度の実施に当たっては「かながわ地域看護師」の制度をしっかりと周知するとともに人材の確保・養成の方策について検討するよう、強く要望する。</p>	
<回答>		
<p>「かながわ地域看護師」の第8次保健医療計画への位置づけについては、「神奈川県地域看護師養成事業検討会」及び「神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会」においても御意見を頂戴しました。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、第8次保健医療計画の、「第2部第4章 地域包括ケアシステムの推進 第1節 在宅医療」及び「第2部第5章 医療従事者の確保・養成 第3節 看護職員」の中で、「かながわ地域看護師」を地域で育成することについての検討を進める旨を、記載させていただきました。</p> <p>今後は、計画内容の実現に向けて、引き続き検討を行ってまいります。</p>		

「取り下げ」

県の回答に記載のとおり、
 第8次保健医療計画の「地域包括ケアシステムの推進 在宅医療」
 および「医療従事者の確保・養成 看護職員」の2節に掲載され、更に、
 用語解説にも、要求とおり掲載されたため

件名	3 臨地実習に対する支援	新規・一部継続
要望	<p>コロナ禍で臨地実習は多大な影響を受けた。更に、物価高騰による、光熱水費、食材料などの高騰により病院経営が影響を受ける中で、感染防止策を講じるため、学生用の衛生資材の調達や環境整備が必要となり、実習病院の経費負担は、更に大きくなつた。</p> <p>加えて、院内の感染状況を見極めての実習は、指導者への負担となるだけでなく、看護師不足の影響で、日勤・夜勤ともに人材の配置に非常に苦慮している。指導体制、看護体制が整わなければ、学生にも影響を及ぼすことになる。今後もこうした現状は続くと思われる、早急な対応を求めるとともに、現状について国に報告し対策を講じるよう要望する。</p> <p>(1) 学生用の衛生材料の提供について【新規】</p> <p>先に述べたとおり、実習病院が、通常の病院機能を維持しながら、学生の状況を見極め、受入を行うことは、非常に厳しい。</p> <p>コロナに罹患した患者に配慮しながらの受入れとなるため、中小病院では体制整備および費用負担に苦慮し、コロナ禍以前の学生の受入れ実数を維持できずにいる。</p> <p>こうした負担は、周辺の医療機関に影響を及ぼし、受入が集中する実習病院では、マスク、エプロン、手袋等、学生用の衛生資材の確保、費用負担が増大している。</p> <p>実習病院が安全に、安心して実習体制を整備し受入ができるよう、国、県において衛生材料を確保し、学生受入を行う病院に提供していただきたい。</p> <p>(2) 看護師養成所が実習病院に支払う「実習施設謝金」への補助拡充【新規】</p> <p>実習病院では、実習生受入人数等に応じた実習施設謝金を看護師養成所から受けているが、実習生1人に対する支払額の単価は学校によりさまざまである。</p> <p>私立大学等の受入を行っている実習施設と、養成所からの学生を多く受けている実習施設とでは、受取額にかなりの金額差が生じている。</p> <p>特に、支払額が平均値にも満たない養成所から学生受入を行う病院の負担は、相当に大きい。養成所の負担を軽減するためにも、費用の増額をお願いしたい。</p> <p>また、「実習施設謝金」と明確に科目を定め、県が負担した費用が実習病院に確実に支払われるよう、要件の整備を行っていただきたい。</p> <p>養成所への補助は、実習施設への支援に繋がるため、特段の配慮を要望する。</p> <p>(3) 小児・母性・助産師・精神看護課程に対する追加補助【一部継続】</p> <p>小児・母性・助産師ならびに精神看護課程において、看護実習の受入れは相當に困難である。小児病棟は入院患者が少なく、家族の了解を得にくいため、少ない患者の奪い合いになっている。また、分娩件数の減少、産科医師の不足、更に、実習受入に対する看護配置が影響し、そもそもこれらの領域の実習先が不足している。受入を実施している病院には学生が集中するため、該当課程の臨地実習における負担は増すばかりである。</p> <p>「看護実習受入拡充事業費補助」においては、コロナ禍に伴う特例的措置を講じているが「県内病院」として受けるこうした補助とは別に、更なる費用負担や対策が必要である。</p>	

<回答>

(1) 衛生材料につきましては、すでにコロナ禍の際のような入手困難な状況ではなく、また、医療機関の運営全般に必要な物品であることから、個別に県が支援することは困難であると思料します。

(2) 県では、看護師等養成所運営費補助事業により、実習施設謝金も含めて積算のうえ、民間立の看護師学校・養成所の運営費に対して支援を行っています。

本事業については、県内の就業を推進する観点から、県内への就業率の過去3年間平均が90%を超える学校・養成所に対して加算措置を追加するなど、効果的な実施を図ってきました。

加えて、令和6年度当初予算において、当該加算措置を見直し、県内就業率を改善させるインセンティブをより強くすることとしました。

(3) 実習受入施設への財政的支援については、県は「看護実習受入拡充事業費補助」を実施しており、コロナ禍に伴う特例的措置も設けてきたところです。

特例措置は令和5年度をもって終了しますが、小児・母性等の課程における実習受入れが困難な状況については、県としても課題として受け止めています。

同事業は、新たに看護学生を受け入れる病院等に対して補助することにより、実習施設を「拡充」することを目的としていることから、今後は、上記特例措置の検証や、どうすれば効果的に実習受入れが増えるか、貴協議会等の関係団体に御意見を伺いながら、より効果的な施策となるよう検討してまいります。

(1) 学生用の衛生材料の提供「取り下げ」

コロナも5類となり、県の回答に記載のとおり、衛生材料も入手困難な状況ではなく、個別支援は困難であると判断したため

(2) 「実習施設謝金」への補助拡大「取り下げ」

本年度より、加算措置が見直され、インセンティブを強くする、と、一定程度の要望が見込まれたため

(3) 小児・母性・助産師・精神看護課程に対する追加補助「継続」

県は課題として受け止め、特例措置の検証を検討している、とされているが、現時点での状況の進捗など報告がないため、「継続」とし、本課程の実習施設に対する対策を更に要望する

実習病院連絡協議会

I 国に対する要望

件名	1 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直し	一部継続
要望	<p>消費税增收分等を活用した財政支援制度として創設されている「地域医療介護総合確保基金」は都道府県の実情に応じた有効活用ができるよう、医療介護総合確保促進法を一部改正するなど、抜本的に見直すこと。</p> <p>見直しに当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none">1 全額国庫負担の範囲を拡大すること。法改正までの間は、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること2 配分額は人口規模に応じたものとすること3 事業区分毎の配分比率は、地域医療の実情を反映すること4 事業区分間の融通を認めること5 具体的な使途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること6 医療人材の確保・育成等へ十分に活用できるようにすること <p>要望の趣旨</p> <p>地域医療介護総合確保基金（以下、基金）は、地域医療構想の実現に向け、特に病院の再編・統合に優先して配分されている。2022年5月には「医療法等改正法」が成立し、統廃合や病床削減を行った病院を財政支援する「病床機能再編支援事業」が事業の一つとして位置付けられ（事業区分I-2）、この事業のみが全額国庫負担となっている。</p> <p>地域医療構想の実現に向けた当県の課題は、病床機能再編より、医師や看護師などの医療人材の確保・養成である。（人口10万人対：病院数、病床数47位（令和3年10月1日）、医療施設従事医師数39位、就業看護師数45位（令和2年12月31日））</p> <p>基金は原則3分の一とされる自治体の一般財源の確保に制約があることが、ニーズがあるのに県の予算化につながらない要因の一つである。全額国庫負担は病床機能再編だけでなく、医療現場における喫緊の課題である医療人材の確保・養成など、他の区分にも適用できるようにすること。また、事業区分間の融通を認めるなど、柔軟な運用ができるよう抜本的に見直す必要がある。</p>	
	<p><回答></p> <p>本県では、地域医療介護総合確保基金を財源とし看護職員の確保や実習の受入施設拡充を含む安定的養成、離職防止等幅広く事業を実施しており、さらなる事業充実のためには十分な財源の確保が必要であることから、今後も予算措置や配分方法の見直しを含めた基金の適正な配分については、機会を捉えて国に伝えてまいります。</p>	

「一部継続」

県病院協会と同対応

II 県に対する要望

件名	1 地域医療介護総合確保基金の抜本的な見直し	一部継続
要望	<p>消費税増収分等を活用した財政支援制度として創設されている「地域医療介護総合確保基金」は都道府県の実情に応じた有効活用ができるよう、医療介護総合確保促進法を一部改正するなど、抜本的に見直すこと。</p> <p>また、「看護実習受入拡充事業費補助」に対する神奈川県の予算配分は低い、他の人材確保事業への配分額と比較しても相当に低い。実習受入れ施設である病院の事業に対する予算配分の見直しについても強く要望する。</p> <p>見直しに当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全額国庫負担の範囲を拡大すること。法改正までの間は、一定の規模までは自治体の財政状況に左右されずに活用できる措置を講じること 2 配分額は人口規模に応じたものとすること 3 事業区分毎の配分比率は、地域医療の実情を反映すること 4 事業区分間の融通を認めること 5 具体的な使途は、これまで以上に自治体の裁量に委ねること 6 医療人材の確保・育成等へ十分に活用できるようにすること <p>要望の趣旨</p> <p>地域医療介護総合確保基金（以下、基金）は、地域医療構想の実現に向け、特に病院の再編・統合に優先して配分されている。2022年5月には「医療法等改正法」が成立し、統廃合や病床削減を行った病院を財政支援する「病床機能再編支援事業」が事業の一つとして位置付けられ（事業区分I-2）、この事業のみが全額国庫負担となっている。</p> <p>地域医療構想の実現に向けた当県の課題は、病床機能再編より、医師や看護師などの医療人材の確保・養成である。（人口10万人対：病院数、病床数 47位（令和3年10月1日）、医療施設従事医師数39位、就業看護師数45位（令和2年12月31日））</p> <p>基金は原則3分の一とされる自治体の一般財源の確保に制約があることが、ニーズがあるのに県の予算化につながらない要因の一つである。全額国庫負担は病床機能再編だけでなく、医療現場における喫緊の課題である医療人材の確保・養成など、他の区分にも適用できるようにすること。また、事業区分間の融通を認めるなど、柔軟な運用ができるよう抜本的に見直す必要がある。</p>	

<回答>

本県では、地域医療介護総合確保基金を財源とし看護職員の確保や実習の受入施設拡充を含む安定的養成、離職防止等幅広く事業を実施しており、さらなる事業充実のためには十分な財源の確保が必要であることから、今後も予算措置や配分方法の見直しを含めた基金の適正な配分については、機会を捉えて国に伝えてまいります。

看護実習受入拡充事業費補助については、より効果的に実習施設を支援するための検討を進めてまいります。

「取り下げ」

県と事前に相談し本年度、当協議会は、本件について県には要望せず、
令和7年度 地域医療介護総合確保基金のアイデア募集に
「医療区分4」で「地域看護師養成事業について」提出することとした

養成機関連絡協議会

I 県に対する要望

件名	1 ICT 教育を充実させるための支援	新規
要望	<p>連絡協議会では、2021年「ICT教育の現状と課題」について調査した。回答者が少数ではあったが、教員らは、「活用するための準備」「学生の反応」「学生の理解度の把握」「課題の提示」などが十分できないことを課題としてあげている。このことから、教員らが学生の反応を見て、理解度を確認しながら教育できていない状況にあることが伺える。</p> <p>回答した教員らの背景を見ると、78%が養成施設の教員であり、看護基礎教育の発展のためにも、ICT教育のサポートをお願いしたい状況にある。教員の年齢を概観すると、約22%が40歳代、約61%が50歳代以上であった。この年代は、看護基礎教育においてICTを活用しておらず、試行錯誤しながら、授業の準備している状況も伺える。加えて、「ICT活用のルール制定がされていない」「わからない」と答えた者が45.9%で、活用に関する基本的なサポートを受けないまま導入が進められている。最も問題であるのは、「ICT教育を支援する部門がある施設」が、回答施設の27%にすぎず、「支援があった」と回答した施設も、全体の37.8%と、少なかったことである。支援内容を概観すると「システムマニュアルの提示」「システムに関する学習会」などの支援を受けていたが、教員らが課題として上げている「ICT教育方法に関する学習会」などの支援が、35.7%であった。つまり、どのように教育するかを模索しながら、ICT教育を進めていた現状が伺える。2020年度以降、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、看護師養成機関では、講義や演習にオンラインを導入するようになった。2020年度から、「看護師等養成所遠隔教育環境整備補助金」が公布され、補助対象として、インターネット環境の整備、複数の者が情報機器端末を介して双方に受信を行えるためのソフトウェアの購入が認められていた。現在この補助金は終了し、各養成施設が試行錯誤して、ICT教育を進めている。</p> <p>文科省が推進するGIGAスクール構想において、看護養成所にICT教育を受けた学生が入学していくことが予想され、今後、養成施設でもそれに応えていかなければならない。そのためには、環境面の更なるサポートが必要である。具体的には、教員たちが課題としている「学生の反応」「学生の理解度の把握」ができるような技術的なサポート、バージョンアップしていくソフトを有効活用できるように、教員を指導する人材を派遣するための人件費補助を強く要望する。</p>	

<回答>

各養成所におけるオンライン授業の環境整備については、これまで、県及び国が補助金を予算措置し、令和2年度、3年度に県内のべ11校にてこれを活用したネットワーク環境の整備が図られました。

御要望の説明のとおり、今後は、各養成所でICT教育をより効果的に実施していくことが課題となっていることから、県として何ができるか研究してまいります。

「取り下げ」

一定の要望が見込まれたため

件名	2 看護師等の養成に関する専任教員の育成と確保に対する支援	新規
要望	<p>令和4年 神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会の報告では、本県における看護師等の養成に関する専任教員数が十分確保されていない現状である。本県の専任教員数は、431人（令和4年）で、厚生労働省が定める必要数302人を上回っている。しかし、長く COVID-19 拡大防止に努めた結果、オンライン授業の影響で、対人関係づくりが確立できていない学生も多く、この状況で実習することに戸惑う学生も少なくない。そのサポートをする教員も、新カリキュラムへの対応、現在も続くオンライン授業、演習、実習の準備に追われている。</p> <p>また、本県では、実習施設の要望、実習中の学生に対する安全確保の観点から、学生5~6人に対して1名の教員数を実習配置することが望ましいと考えており、厚生労働省の必要数を上回る472人の確保を希望しており、現状の教員数では充足されていない。さらに、現状の教員の背景を分析すると、平成30年（2018年）には、平均年齢45.9歳で50歳代以上の割合が46.6%だったが、現状平均年齢が52.2歳で50歳代以上の教員が全体の55.5%を占め、若い人材育成が急務である。ここ数年、人材を育成する実践教育センターの専任教員養成講習会修了者の人数は、27~39名と横ばいで、（平成30年～令和2年）令和5年においては19名と志願者が減少している。長年、連絡協議会でも募集が活性化するよう取り組んできたが、思うような志願者の増加が見られない。実務経験のある病院看護師に対して、看護教員の魅力を伝えるようなプロジェクトにおいて、看護教員確保により積極的に取り組んでいただきたい。また、教員研修希望者に積極的に助成金支給していただき、経済的基盤が整った中で、安心して学習が進められる環境を保証していただきたい。</p>	

<回答>

県はこれまで、看護専任教員の増加を図るため、専任教員養成支援事業として、専任教員の魅力を広く発信するための研修や動画配信を実施してきました。

来年度は、専任教員がキャリアとして現役看護職員等に選択されるよう、啓発チラシを作成・配布することを予定しています。

専任教員の確保については課題も多く、試行錯誤で進めている面もありますが、引き続き、貴協議会とも相談しながら、より効果的な施策を検討してまいります。

「継続」

昨年度に引き続き、広報活動ならびに必要に応じた聞き取り調査を実施するよう要望する